

空き家活用ローン

2023年10月16日現在

商品名	・空き家活用ローン
お使用みち	<ul style="list-style-type: none">・空き家を賃貸するための改築・改装費用。(分譲マンションも可・自己使用は不可)・空き家解体にかかる費用。・空き家解体後の駐車場等の造成にかかる費用や、土地の有効活用に係る各種設備費用。・空き家の防災・防犯上の設備対策資金。 ※不動産を生業としている方の賃貸目的、当初よりの転売目的は除きます。 ※工事完了後、工事施工業者への振込が条件となります。
ご融資金額	10万円以上500万円以下(1万円単位)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・申込時年齢満20歳以上、完済時75歳以下の方。・安定継続した収入のある方。・該当物件が本人又は家族(1親等以内)の所有物件であること。 同居、別居は問いませんが、該当物件の所有者が申込み者本人以外の場合は、その所有者に同意を得る必要があります。・当金庫所定の取扱基準を満たし、(株)ジャックスの保証を受けられる方。・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方。
ご利用期間	6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)
保証人	(株)ジャックスの保証を受けていただきますので、保証人は必要ありません。
担保	担保は必要ありません。
ご返済方法	毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 但しボーナス返済の元金はご融資金額の50%以内とします。
ご融資利率	詳しくは「融資金利一覧」をご覧ください。
ご提出していただくもの	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類(運転免許証等)・所得確認書類(源泉徴収票・確定申告書控等)・使途証明書(見積書、注文書等)・該当物件の土地・建物の不動産謄本の写し。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話：0766-82-8613)にお申し出ください。・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会(電話：076-221-0242)、福井弁護士会(電話：0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。
手数料・その他	<ul style="list-style-type: none">・一部繰上返済、全額繰上返済、条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。・当金庫所定の審査の結果、ご希望にそえない場合がございます。 ご利用条件・金利等詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。